保安基準に適合していない

電動キックボード

ペダル付き原動機付自転車

公道では走れません!!

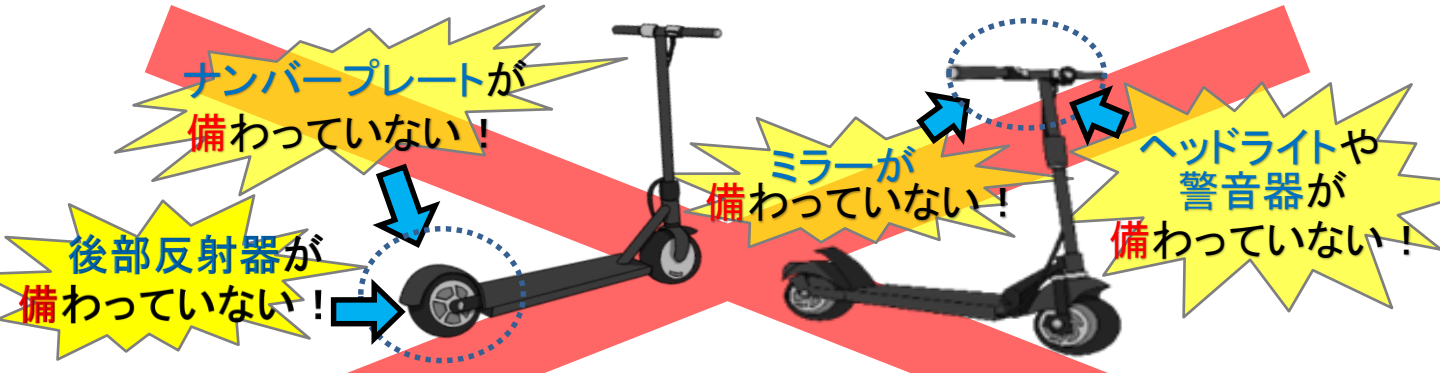

★ そのほかにも、最高速度「20km/h」を超える車両は・・・・・・・・・
速度計、ウインカー、尾灯、制動灯、番号灯の設備が必要になります！
★ 保安基準の適合状況が分からない場合、販売店、製造メーカー等に確認してください。

また、装備品等を整えたとしても・・・

○ 運転免許(定格出力に応じたもの)
○ 自動車損害賠償責任保険等への加入
} が必要です！

交通ルールを守って運転してください！

宮　城　県　警　察

電動キックボードを運転する場合は「免許」と「保安部品」が必要!!

公道を走行する場合は次の「保安基準に適合する部品」が備えられていない状態で走行することはできません。また，「車種に応じた運転免許」が必要です。

「保安基準」に適合していなければ公道を走行することはできません!

① 後写鏡
② 警音器
③ 前照灯
④ 後部反射器
⑤ 制動装置
⑥ ナンバープレート

※①～⑤は保安基準に適合する部品
※⑥は市区町村条例で定める標識

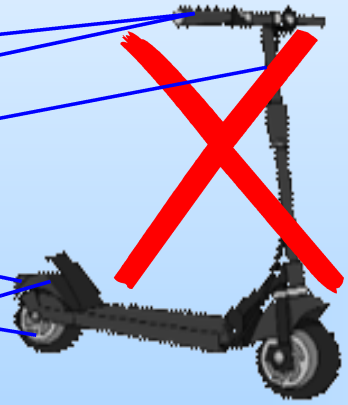

【保安部品の装着例】

最高速度「20km/h」を超える車両は

※①～⑥に加えて次のA～Eの保安基準に適合する部品を備え付けなければ公道を走行することはできません!!

Ⓐ速度計　Ⓑ方向指示器　Ⓒ尾灯　Ⓓ制動灯　Ⓔ番号灯

※ 保安基準に適合する部品については，購入する前に必ず販売店や製造メーカーに確認しましょう。

自賠責保険(共済)の加入

法律で加入が義務づけられている有効な「自動車損害賠償責任(共済)保険等」を締結(加入)した状態でなければ公道を走行することはできません。

※ 保険の締結等については，各保険会社へお問合せ願います。

※運転時は「ヘルメット着用」です。

～例 外(国が認めた特例措置の電動キックボードについて)～

国の特例措置で認められた「指定された電動キックボード」を指定された区域内で運転する場合は，ヘルメットの着用は任意です
(※ 小型特殊自動車を運転するための「運転免許」が必要)。

宮 城 県 警 察

走行時の注意事項

走行時は次の点を守らなければ**道路交通法違反**となります。

○原動機付自転車となりますので，運転時は必ずヘルメットを着用しなければなりません。
※　国が認めた特例措置の電動キックボードはヘルメットの着用は任意となります。

○乗車定員は一人となります。二人乗りは法律で禁止されています。

○**運転したまま歩道・路側帯を通行することはできません。**
車道の左側端を走行しましょう。

※　国が認めた特例措置の電動キックボードは，普通自転車通行帯・自転車道も走行可能です。

○右側通行はできません。車道の左側を走行しましょう。

○酒気を帯びた状態で運転すると**「飲酒運転」**に該当します。

○交差点では，対面する信号機の灯火に従って走行しましょう。
また、他通行帯道路(片側3車線以上)の交差点では，原則として二段階右折による方法で右折しなければなりません。
※　国が認めた特例措置の電動キックボードは，小回り右折となります

○交通事故の時は，必ず警察に通報してください。

【罰則】

○無免許運転
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
○整備不良車両運転
3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
○無保険運行(自動車損害賠償保障法違反)
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
など

宮 城 県 警 察